

令和5年6月1日

子牛セリ市出荷者 各位

こばやし農業協同組合
代表理事組合長 寺師 幸則
(公印省略)

えびの市農業協同組合
代表理事組合長 小吹 敏博
(公印省略)

西諸県郡市畜産販売農業協同組合連合会
代表理事会長 小吹 敏博
(公印省略)

適格請求書発行事業者に係る登録番号の提供依頼について

時下 ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

地域畜産事業につきましては、平素より格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件について、各JAより説明会を実施してまいりましたインボイス制度ですが、消費税法の改正により家畜市場での販売等において、登録された出荷者のインボイス登録番号(消費税法第57条の2に規定する、適格請求書の交付をしようとする事業者が税務署長の登録を受けることによって取得する登録番号をいいます。以下同じ)をご提供いただく必要がございます。

つきましては、ご多用中誠に恐縮に存じますが、同封しております「意思確認・登録番号の提供書・個人情報取扱い同意書」に必要事項をご記入いただくとともに、登録番号等が記載された税務署長から送付された通知書(消費税法57条の2第7項に規定する書面をいいます。以下同じ。)の写しを同封のうえ、所属するJA畜産課まで提出下さいませようお願い申し上げます。

1. ご提出いただきたい書類

①適格請求書発行事業者意思確認・登録番号の提供書(別紙)

※適格請求書発行事業者登録番号を取得していない方も、該当欄にご記入のうえご返送をお願いいたします。

※ご提供いただいた登録番号に、今後変更があった場合または登録の取り消しを行った場合は、速やかに所属JA畜産課まで連絡ください。

②税務署から送付された通知書の写し

2. ご返送期日

令和5年6月30日まで (意思確認)

以降の申請報告(届出)は、JAへお電話下さい。

3. 登録番号等の個人情報の利用目的

- ・媒介者交付特例を活用した適格請求書(インボイス)の発行事務
- ・家畜市場における購買者への情報提供

【お問合せ】 JA こばやし畜産課 23-1316
JA えびの市畜産課 33-5747
西諸畜連 23-4128

令和 年 月 日

農業協同組合畜産課 宛

適格請求書発行事業者意思確認書
登録番号の提供書
個人情報取扱い同意書

記入者 _____ ⑩

住所 _____

(1)意思確認 (6月30日時点)

適格請求書発行事業者で (ある ・ ない)



「発行事業者でない」方、(申請中 ・ 申請予定 ・ 申請しない ・ 未定)

※いづれかに○をして下さい

(2)登録情報の提供

※「発行事業者である」方は以下を記入して下さい。

- 登録番号の新規登録
- 登録内容の変
- 登録の取り消し

(フリガナ)	
氏名 (法人の場合) 名称	
住所 (法人の場合) 所在地	
連絡先	
登録番号	T _ _ _ _ _ _ _ _ _ _ _ _ _

上記の個人情報の取扱いに同意し、登録番号を提供いたします。

※ 登録番号等の個人情報は、JA・家畜市場における媒介者交付特例を活用した適格請求書(インボイス)の発行事務及び、家畜市場における購買者への情報提供以外には使用致しません。

申告者の他に、別の名義(妻、息子等)で出荷がある場合は、コチラの提出もお願いします

税申告に関する情報提供について

※令和5年10月1日からインボイス制度が始まります。JA・家畜市場では開始に向けてシステムに登録が必要です。

子牛セリに関する主な変更点(セリ名簿)

- ① 子牛セリ名簿の出荷者の欄に課税事業者が出荷するものには、◎印を記載します。
- ② 課税事業者ではない(妻、息子、娘等)名義の牛が出荷されて、課税事業者である方がその売上を計上する場合も出荷者の欄に◎印を記載します。

※課税事業者である事業主が申告される他の名義(妻、息子、娘等)がある場合は、名前をご記入下さい。

No.	氏名	続柄	課税事業者(申告者)に○印	備考
1		事業主		
2				
3				
4				
5				
6				